一宮市上下水道事業審議会会議録（第7回）

1　　日　時　2026 年 9 月 29 日（水）　午前 10 時～午前 12 時

2　　場　所　一宮市役所 9 階 903 会議室

3　　区　分　公開（傍聴人　0 名）

4　　出席委員　　5 名

5　　欠席委員　　0 名

6　　事務局　　13 名

7　　会議録署名者は、会長が 2 名指名した。

8　　第 6 回の審議会以降の変更内容・水道事業について

◎会長

本日の議題について、事務局に説明を求めます。

●事務局（経営総務課長）

それでは、審議会資料についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。表紙をめくっていただき、2 ページをお願いいたします。

（資料 2 ページ）本日の審議会では、まず前回の審議会の内容について簡潔にお話しし、それ以降、再度状況が変わったため、収支計画に反映させた事柄がありますのでその説明、収支計画を改めてお示しします。

（資料 3 ページ）前回の審議会では、これまでの説明、費用、収入の見込みを全て踏まえた上で、収支状況、収支計画、料金改定でいくら上げないといけないか、というところを説明しました。

その際には、一度示した第 2 回審議会時点の改定予定を説明に挟んだことで、わかりにくくなるといったことになりました。

本来であれば、まず①現行の計画、次に②その改定予定では今の変動に耐えられない、だから③改定率を再設定した、という流れになるため、第 2 回審議会の数値というのは、比較対象としては現時点では古い数値になります。ですので、以降は現行戦略、現行戦略での改定予定に収支の悪化する要素を反映したもの、経営が成り立たなくなるので料金改定を変更したもの、という形で示していきます。もう一つは、変更後数値をまとめた収支計画をお示ししましたが、元の数値に対して、いくら変わったか、という部分がわかりにくいとご指摘も受けました。これについては、後ほど変更後の収支計画内に、現行戦略の数値との差額を示していきます。

（資料 4 ページ）比較を改めて示す前に、前回審議会から現在にかけて変更のあった事柄について、ご説明します。第 5 回（4/24 開催）の審議会で借入金利率の予定を説明しました。前年度に対して（毎年）1.05 倍になる予定としましたが、そのスタートは実績である令和 7 年度末、令和 8 年 3 月時点の利率としておりました。

しかし、現在令和 8 年 9 月時点の利率はさらに高くなっており、半年で 1%近く上がるような伸び方をしています。そのため、見込みのスタート、令和 8 年度の利率を最新 9 月の利率にした上で、そこから毎年 1.05 倍で上昇していく予測値に変更します。前回示した利率見込みより高く設定することになり、計画期間を通して支払利息が全体的に増加します。

（資料 5 ページ）次に、下水道事業における維持管理費のうち、県流域下水道に支払う管理費、流した量に合わせて支払う維持管理費負担金についてですが、第 5 回の審議会で説明した負担金の単価を、県の定めた経営戦略、関連する資料を基に設定しました。しかしながら、8 月に県から日光川上流流域下水道の負担金単価を大きく増加させるという通知を受けました。県の事情としては一宮市と同様に物価、薬品単価等の上昇を踏まえたものですが、流域統合によりスケールメリットを利かせた上で示されていた予定単価を大きく上回るものとなりました。

（資料 6～8 ページ）前回示した水道事業の料金回収率のグラフで、比較対象としてわかりにくい、第 2 回審議会のデータを消して、次の資料 7 ページ、①黒の破線、現行の経営戦略、改定予定を踏まえての見込み、②現行の経営戦略の改定予定に、現時点の事業費の増加要素を入れたものが赤の破線、次の資料 8 ページ、②と、そこから③改定を見直しして収支を改善させたもの、事務局案となるものが青と整理しました。それをまとめたものが資料 6 ページの表になります。これまで説明しました、事業費増加に対して、現行戦略の改定予定では全く経費回収ができない、回収率 100%を大きく下回る形になるため、料金改定の率、間隔を見直したということになります。前回の説明では（令和 10 年度に）25%、（令和 14 年度に）25%、（令和 18 年度に）18%の改定予定を示していましたが、ここ半年の利率上昇をさらに反映させた分、（令和 10 年度に）26%、（令和 14 年度に）27%、（令和 18 年度に）21%と改定率が上昇しています。

（資料 9 ページ）こちらは期間中の純利益と、料金回収率の推移で、現行の戦略から、事業費を見直ししたもの、回収率が大きく悪化しているとおり、純損失も発生するようになります。料金改定を見直すことで、純利益と回収率が改善します。

（資料 10 ページ）こちらは前回示したような収支計画になりますが、見直し後の数値に、現行の経営戦略の収支計画との差額を併記したものになります。営業収益については予定以上の料金改定により大きく増加させています。営業外収益については計画期間外で、基本料金の無料化にかかる一般会計負担金の受入がありました。あとは建設改良費の増加に伴い、工事費財源、長期前受金の増加により、減価償却にともなう長期前受金戻入益も増加しています。

（資料 11 ページ）営業費用については軒並み増加しています。物価高騰の影響が全体的に影響し、さらに修繕費について施設の修繕予定が変わっています。県水の受水費については単価の改定予定が反映されています。減価償却費については物価高騰と事業計画見直しの建設改良費の増加にともない、増加していきます。

（資料 12 ページ）営業外費用は企業債の借入額が増加しているため、利率上昇の影響が非常に大きく出ています。物価と金利上昇のなかで、重要な水道管を優先的に耐震化を進めていくために、料金改定によって対応する形になります。

（資料 13 ページ）資本的収入においては、まず耐震化などの事業計画の見直しと、物価の高騰による建設改良費の増加に合わせて、企業債の借入額が増加しています。一般会計出資金については、耐震化事業費の上積み、基準となる年度の平均事業費を上回る分に対する繰入、それが事業費の変更により、繰入状況が変わっています。交付金については前前年度の料金回収率 100％超が交付の条件であるため、交付のある年と無い年が発生しています。

（資料 14 ページ）先ほど説明したとおり資本的支出について、建設改良費は事業計画の変更と物価高騰で増加しています。企業債の償還元金は借入額の増加により増加しています。償還元金の倍近くを借入していますので、企業債残高はどんどん増加していきます。

（資料 15 ページ）流動資産と流動負債について、収入支出が全体的に増加していますので、現預金、未収金、未払金の変動が大きくなっています。

（資料 16 ページ）他会計、一般会計からの繰入金については、水道事業においては管路の耐震化事業費に対する繰入の増減が主な変更内容になります。

（資料 17 ページ）財務状況を示す指標です。増加する事業費、企業債残高と、料金改定による収益増加により回収率などの指標が増減しています。

（資料 18 ページ）経営戦略には計画期間外、長期の予測をする必要があります。

こちらは計画期間 10 年分を含めた 30 年分の建設改良費の予定額の内訳と、令和 18 年以降、料金改定を行わなかった場合の純損益及び料金回収率の推移になります。建設改良費は前回までの審議会で示したものになります。物価高騰の影響により、増加傾向となっています。物価、利率の増加、人口減少の見込みから、令和 18 年以降も定期的に料金改定を行わないと、経費の回収ができなくなり、損失が拡大していきます。経営戦略ではこれらの長期の見込みも示していきます。

（資料 19 ページ）最後に経営戦略で示している目標、業務指標になります。一宮市の水道事業として、あるべき姿、取組内容のうち数値目標を設定したものです。

先程の収支計画はこれらの目標を達成するための経費と、その財源確保をまとめたものということになります。現行の戦略から状況の変化により、目標値や目標の内容そのものを見直ししたものもあります。まず、基本方針のひとつ、水道サービスの持続に関するものから、健全経営に関しては、料金改定率を見直して、経営上の目標を継続するような形になります。人材育成については、職員数や研修時間の確保を目標としておりましたが、昨今の職員確保が難しい状況で、職員数が減っても業務量は増えており研修の実施、参加も難しく、人事異動の面からも1人の職員に時間をかけて、技術、上下水道について精通させていく、というこれらの目標が、時代に合っていないという点があるため、この目標を見直し、積極的に新技術や DX、民間委託を活用して、これから減少していく職員数で業務をこなせるような方法を模索していく方針に変更します。環境配慮に関しては、電力消費量は老朽施設の更新と、水源の廃止等で現状を維持し、市全体の取組とあわせて、段階的に CO2 排出量のないエネルギー供給に切替していくことで、CO2 ゼロを目指していきます。

（資料 20 ページ）次に基本方針の、安全な水道、強靭な水道に関するものについてです。水質管理については現在の検査項目数、検査密度（回数）を保持して、引き続き水質維持に努めていきます。施設管理については、長寿命化により適切な点検修繕をもって法定耐用年数以上に施設を使う方針であるため、法定耐用年数を超過した設備などの割合はどんどん上昇していきます。この老朽化の進む中での事故防止を目標とするものです。災害対策については、前回審議会で説明した基幹管路や、重要施設の配水管の耐震化を目標としています。経営戦略では、これらの業務目標と取組、収支計画、中長期の展望などを示していきます。

水道事業の説明は以上になります。

◎会長

ありがとうございました。ただいまですね、ご説明頂いたところで、ご質問、ご発言がある方、よろしくお願いいたします。ここの中では料金改定の引上げというところで、金利とかですね、変更があった、実際に管理していた計画というのも見直しをしながら、料金改定を行っていくというようなこと、そして、長期見通しの収支悪化が見込まれると。なので料金改定につながる、というところではございますけども、料金改定率の引上げというようなこと、そして最後に管理指標というところをご説明頂きましたので、こういった管理指標が適切か、というようなところについてですね、ご発言等頂けたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員

先ほども日光川上流（流域下水道の維持管理費負担金）の単価のアップという、お話を頂いた。五条川（右岸流域）のほうはどうなっている？同じように上がるということなんですかね。

●事務局（経営総務課長）

まだ（五条川右岸流域下水道の維持管理費負担金の増額の）案内は来ていません。

●事務局（計画調整課長）

日光川上流と五条川右岸では、改定の年度が違いまして、現在分かってるのは日光川上流のほうで、通知があったということです。また改定の時期につきましては、五条川右岸についても、今の状況を見ていると何らか上昇していくんじゃないか、という予測が立ち、実際どれぐらい単価が上がるか、ということを県に確認いたしましたが、まだ分かっていない、ということでしたので、今回は日光川上流流域下水道の増額の反映のみということになります。

○委員

よって、五条川（右岸）と日光川（上流）流域は、それぞれ別々の会計なんですか？

●事務局（計画調整課長）

県がそれぞれ流域ごとで違う会計を持っております。なぜ違うかといいますと、日光川上流が五条川右岸とそれぞれ範囲が違います。処理場の大きさも違えば、流入する市町も違いますので、それらの要因により変わってくるかと思われます。

○委員

一宮市は一本だから、なかなか厄介だね。はい、分かりました。

◎会長

今（資料が）出ているもので、また下水道のほうで話があるのかもしれませんけど、この日光川の今回の改定というのは定期的なものですが？3 年に 1 回かなんか。

●事務局（上下水道部次長）

基本的には 3 年に 1 回で、余り大きく変更になるために 3 年経過しないまでも変える場合も。

◎会長

多分あるということだけど、今回の改定の通知というのは、定期的な通知なもの？その幅が、市の予想よりも大きかったとか、何か予測がちょっとこう、現状よりも下回っていた、というような、見方なのですかね、どうなのでしょう。現状が（1 立方メートルあたり）77 円みたいな。

●事務局（経営総務課課長補佐）

もともと、県が（県の下水道の）経営戦略を出してるときに、流域の単価はこの金額（資料に表示している予測の値）でいく（計画）で、10 年間の平均の予定を、最初に出している状態で、その後の 2 年でいきなり（単価が）上がった額を（県が通知を）出してきた、という状態です。一応、県の担当のほうに（当初示された予定）平均（の単価）に戻るのか、（令和）9（年度）か 11（年度）の間に上がって、（当初）言われてる平均（の単価）であるならば、後半（令和 12 年以降）は（単価が）下がるのではないか、という話になると思われるのですけど、（令和 12 年以降の単価が）下がるのかどうか、というところはまだ決まっていないので、現状、この（令和 9 年度の増加した）金額という決定された部分で、再度予測をしたというような格好になります。また県から計画の単価が出てきたら、それは都度反映していくことになります。今は通知としてもらった分を反映している形になります。

◎会長

分かりました。もう一つすいません。これ（単価増）は、令和 9 年 4 月からですか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

そうです。

◎会長

そうすると、この（グラフの）赤い点線（再予測した単価）が令和 8 年度にもあるように見えるのですが。

●事務局（経営総務課課長補佐）

余分に線を引いていました、申し訳ございません。

◎会長

細かいことで申し訳なかった。はい、分かりました、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。すいません私からいいですか。この経営指標というところで、先ほど、まず、例えば人材育成のところ、（基本方針）1 のところで、ご説明もあって、人員確保も大変な中でというところで、今後この先進技術を使ったりとか、DX とか AI とかですね、あとは技術継承がうまくいくようなこととかいうことを、多分考えられているのだろう、というところで、そのまま研修時間よりもそちらの方向に、みたいなお話もあったかと思うのですが、ただ指標の上では研修時間も、（外部研修時間の目標）6.9（時間/年）とか（内部研修時間の目標）4.5（時間/年）とか大分、今の現状、今の目標値よりも、内部はちょっと減るのかもしれませんけど、外部研修時間に関しては、今の（目標の）5.1 以上っていうところから増えるような目標が立てられているということが、先ほどの口頭での説明とちょっと異なるのでは、と思ったのですが、そこはいかがでしょうか。

●事務局（経営総務課長）

そうですね、確かに内部研修はともかく、外部研修についてはですね、やはり育成という面からやっぱこちらのほうは重要視したいところではございますので、団体同規模平均ぐらいまでは押し上げたいというところは実際ございます。実際の人員の配置で、例えばある程度経験年数が多い職員が増えていくと、結果として例えば外部研修に行かせたい年代が少なくなってきてしまったりすると、そういったところが減っていくという恐れはございますけれども、目標としてはそういったところで、人材育成自体は重要なことかな、と思っていますので、そういったところの目標をちょっと掲げていきたいなというところで設定をさせていただいております。

◎会長

その中身というか、外部研修の中身を精査していきながら、というところも含まれるということですかね。承知しました、やはりいろんな人材育成のところ、（研修）時間でやっていくのかどうか、というところもあって、多分内容だったりとか、その事業体に合った研修を選ぶとか、そういったところも重要で、そういうところはなかなか指標、評価できない、というところだとは思いますけど、ただ、何かこうメルクマールにしておかないと、実際の事業体として、どういう育成がされているのか分かりにくくなる、

というところもあるのかな、と思いましたけど、やはりどうしても、他の自治体さんもそうですけども、これもまた、規模によって、というところもありますけども、人員はもう絶対的に少なくなっていくとか、少ないとか、あとは給水人口に応じて、やはり少なくなっていくと。ただし新規の投資というわけではないけれど、更新というようなところでも、そこにもかなり時間はかかる。必要とされる時間が多くなっていくので、その中でより効率的にやるために、というところで多分皆さん苦慮されているところかな、そこら辺は内部でどういった方針を立てているのか、わからないですけど、やはり検討をするとか、あとは今いる熟練した方のノウハウを、今逃してしまうと、1 年先 2 年先、より一層、その熟練した方がどんどん離れていってしまうので、それをどう確保していくかとかですね。そんなところもすごく重要になっているのではないかなと思いますし、そうするとやはり、一宮市さんぐらいの規模で、(一宮市)じゃないとできないこともたくさんあると思うので、そこら辺も検討されたらいいかなと、(人材育成の)指標として何を出すのかは難しいかなとは思いますけど、何か出てくるといいのかなと思いました。それで、もう一つすいません、(基本方針 2)安全のところでの法定耐用年数というようなところで、それを過ぎても適切に管理していくという口頭でご説明があったかと思いますが、業務指標としては、これはあくまでも法定耐用年数を超えたものというのは現状を表す指標であって、先ほど口頭で説明した、(耐用年数超過した施設、設備率が増加し続ける)こういう現状なんだけど、どんどん上がっていく中でも、一方では更新をしていくっていうところがありますけど、この目標値、業務指標にするなら多分下げていく、というのが、適切な目標になるのですよね。それが上がっていく中でも、適切に管理をしていく、というならばそれを分かるような指標というのが必要で、例えば管路であったら、管路の事故割合みたいなのが一つ、(管路の)法定耐用年数を超えていっても、事故割合は抑えていくと、だから適切な管理がされている、みたいな理解ができるかと思うのですが、それに対して、設備みたいなところは何をもってそれ(適切な管理)をやっているという、(法定耐用年数超過した設備、施設率が)、この(適切な管理の)指標にならないのではないか、というのが感想です。そうすると設備とかに関しては、まだ真ん中の(法定耐用年数超過)設備(率)のほうは少しずつ下がっていく方向に持ってきている、ということなんですかね。そうすると浄水施設のほうですよね、特に問題なのは(法定耐用年数超過施設率が増加し続けている)。だからこの(法定耐用年数超過率が)上がっていく状況は現状把握にとどまってるのかな。下がっていく目標だったら何か(老朽化対策の)方針を

しているみたいなところが見えるけど、そこは何かありますか。

●事務局（施設保全課長）

これは、施設の率（法定耐用年数超過浄水施設率）ですが、施設建屋の耐用年数に対し年数を延ばしているため、お話のとおり、指標としては悪くなった現状を示しているだけ、ということになります。

◎会長

そこで例えば何か点検回数をしっかりやっている、みたいなところだとか、業務指標というなら、これに対して指標、ここ（目標）に上げるか上げないかは別としても、やはりこれを補完する、何か数値だとか行動みたいなのがないと、指標が悪くなってるだけ、という指標にしか見えないのではないかなと思います。だから、浄水施設とかだと建屋ということなので、電気系統など、中身の部分については、うまく（更新・改修を）やっていますよという話と、建屋については、（法定耐用年数を）超えても、こういう形で、常に点検して、安全性を確保している、と言えるかちょっと分からないのですけど、そういう体制をとっている、とか何かがないと。

●事務局（施設保全課長）

1 段下に設備率（法定耐用年数超過設備率）があり、これは設備関係の指標で、同様に目標値というよりは指標を示しているところです。

◎会長

これは若干でも下がっていく、例えば 20 年とかそこら辺が、法定耐用年数だと思いますけど、多分そんなにも伸ばせない、みたいな理解になるのか、（更新を適切に）やっているな、という理解になるのかは不明ですけど。

●事務局（施設保全課長）

耐用年数の上限が、建屋に比べるとスパンが短い。

◎会長

だから、管路なんかを法定耐用年数だけで見ていいのか、とか別の議論もあって、違う視点でというと、これを指標として出すというのは、業務状況、この安全性を確保できていますよとか、確保しますよ、という指標だとすると、できていない、という判断にしかならない、改善しなきゃいけない、という判断になってしまう。だから、それはそれで一つだと思います。だからやっていかないといけない、というところ。ただ、先ほど口頭でご説明頂いたように、長寿命化しながら延ばしながらやっていくなら、延ばすことに対して、別なところ（指標など）でやはり安全性は担保できています、と

いうことにならないと、ちょっとこの方針の安全というところでは、これは安全性をキープできていない、という判断にしかならない。そこら辺を指標として、別のところを加えるのか、また違うところでフォロー、追加、文章か何かでやっていくのか、とかいうことも含めて、何かご検討頂ければと思いました。私からは長くなりましたが。他の方でご意見ありましたら。

○委員

料金改定率が、令和 6 年、10 年、14 年、18 年と、10 年以降はもう 20%以上の料金改定率になるんですけど、物価とか、利率の上昇とかで、もうどんどん経営が悪化していくというところで、難しい問題だと思うんですけど、ちょっと私のほうではこの表しか分からないので、ほかの市町村のそういう値上げのパーセンテージとか、そういうものっていうものは何か調べたものはございますでしょうか。あったらまた教えてほしいんですけどね。

●事務局（経営総務課長）

最近令和 6 年度に改定をさせていただいたんですけれども、それ以降にですね、ほかの自治体、事業体でも値上げしてるところが多くて、最新というものはつかみきれてはおりません。全国の数値で分かるものが令和 6 年度のものが、最新（公営企業年鑑で他団体との比較ができる。時点で公開されているのは令和 6 年度決算値まで）という形になるものですから、そのデータですと、県内の中では水道料金に関しては高いほうではない形ですね。

○委員

また教えてください。それから、修繕費とか減価償却費とかあるのですが、先ほど管路を長寿命化というお話もあったのですが、実際、修繕費とか償却費の中の、管路が占める割合とか施設の占める割合とか、そういうものはいかがでしょうか。そういうことが分かってくると、どういうところを重点的に管理していかなきゃいけないか、ということが分かってくるかとは思うのですが。

●事務局（経営総務課課長補佐）

管路分と施設分というレベルのデータであれば、持ってはいるんですけど、それを今すぐ出すのはできませんが、収支計画の中での修繕費、減価償却の中に、それ（管路、施設分の内訳）のを入れる、示すというのは可能です。今すぐはご用意できないのですが。

○委員

前回も多分話したと思うのですけど、管路とか一宮市中に水道管というのが張り巡らされているので、何か劇的に管路を削減するとか、ということは難しいのかなと思うのですが、それでも多分こういう償却費とかの占める割合、管路がすごく多いと思うので、そういうところを、できるところは削減していくっていうことが、少しでも、そういう値上げの率が下がる要因になればと思いましたので、ちょっと質問させていただきました。

◎副会長

前もお聞きしたような気もしますが、(資料)6ページのほうで、水道料金の改定率、令和 10 年に、26%とか、令和 14 年が 27%、令和 18 年に 21%まであるのですけども、この前(前回の審議会)は確か 25%25%だったと思うんですけども、26%27%に変えたのは、どういうふうにこの(改定の)パーセントを決めるのかなと思って。どこを見て、料金回収率 100%、これ(回収率のグラフ)を見ると 2 年後に 100%になるための(改定)率を決めているのかという、令和 14 年は(改定率が)26%だと(回収率を)100%を超えないのですかね。だから 27%にしたのかとか、ここは決めた根拠みたいなのは?

●事務局(経営総務課課長補佐)

まず値上げ年度の(回収率の)上がり幅が小さいのは、10 月の改定を、議会とか、広報活動とかもろもろの期間を含めて議決してから、実際に値上げをするというスケジュールも含めて10月改定を見込んでいますので、(料金が)上がったその年の回収率の上昇は非常に小さい、というものがあります。回収率をまず 100%をできれば超え続けたい、という設定はしているのですけど、10 月の改定ゆえに、(改定した料金の反映される)4 か月分のところで(回収率を)100%超えようとすると、かなり大きな改定をしないといけない、4 年サイクルの中の最初の値上げで 100%を超えさせようというのはかなり(改定率が)高い設定になるので、それも避けている部分があります。あと令和 13 年度の回収率は 90%幾つに近いのは、県水が 18%改定しますので、ここの影響が大きくて、令和 13 年度の回収率を 100%超えるところにまで、4 年サイクルの中で料金を改定しようとすると、令和 10 年度に 30%以上料金を上げないといけないので、さすがに 30%というのは。先ほど近隣の値上げがどのくらいかというご質問があって、少し検索しますと 10%から 20%、高いところだと 40%となるのですけど、それでも 30%はかなり大きな数字ですので、それも議会や皆さまの負担の部分でそこまで高くも上げられない、というところで、何とかこのあたりで、という

目星の中で、26％とか 27％の改定で、なるべく回収率が 100％を超えるようにはしているのですけど、すぐに上げられない部分と、（県水値上げなど）回収率が大きく下がる年とかがあるので、100％を割ってる年度がいくつかあるわけですね。令和 13 年度の県水の改定とか、もう既に状況が悪くなってて次の改定まではずっと 100％を割っている令和 8、9 年のところとかはどうしても改定が難しいというところで 100％を切っている、原則として回収率は 100％を何とか超え続けたい、多少余剰（利益）を出して、経営の安定性という意味でも利益剰余、利益を何か借金の返済であったり将来の更新であったりにお金を残すぐらいにはしたいのですけど、回収率 100％を超えさせ続けるには、時によって大きな、大き過ぎる値上げが発生しますので、そこは部内の中でも余り大き過ぎる改定では認められないだろうというところもありますので、改定率を調整、減らすほうに調整も考えた結果が今の 26％27％21％という数字になります。なので最大値、回収率 100％を超え続けるような設定かと言われますと、もっと高い改定率になりますので、そこにはしていないという計画になってます。

◎副会長

なるほど。

◎会長

基本的には収支のギャップが多分改定率になると思うんですよね。それを目安にはやっているっていうご説明。だからその収支ギャップ、だから料金回収率 100％ということを一応目指し 100％超える 100％という目安があって、内部で、今言ったような調整もしているので 26％27％とかいうような数字が出てきた、という理解なのでしょうか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

そうですね、それで前回の 25％から上げた理由が利率の影響が大きく、その前の説明より増やした数字を出しているという状態です。

◎会長

これが例えば、望ましい姿っていうところで言えば、この料金、料金改定算定期間で、ある程度（回収率が）100％を超えているようなところが本来は望ましい。

●事務局（経営総務課課長補佐）

そうですね、回収率が 100％を超え続けるといい、高ければ高いほどいい、ただ回収率 100％を超えることをずっと続けようとすると、やはり改定幅が大きくなり過ぎ

る部分はある。基本的には回収率は 100％を超え続けたい。改定をせずにいると、（経費が増加傾向、人口、水量減少から）回収率が下がり続ける予定でありますので、何度も改定して、100％のラインを下回らないように、都度都度料金を上げていくという計画ではあります。

◎副会長

なるほどなかなか難しい。

◎会長

若干経営状況が不安定な感じもするのですけど。

◎副会長

グラフの見え方で、ちょっと凸凹が大きく見える。

◎会長

これが多分、今までもそうですね、水道法上で（料金は）安価で、というところもあるし、そんなに大きくとるということでもなく、都度都度改定するというほうが市民生活、とか、あとはいろいろな不確実な状況というのが今大きいので、という理解でいいんですかね。

●事務局（経営総務課課長補佐）

そうですね。

◎副会長

永遠に物価とか金利とかが上がり続ける、という前提なので、売る量（水量）というのは多分そんなに変わらない、というか逆にちょっと減る。確かにそうするともう永遠に上げ続けなきゃいけない。というのは、数字上はそうなのかなと分かるんですけど。（改定率）27％にしておかないと、またすぐ（回収率）100％を下回るってことですね、多分。26％だと多分。

●事務局（経営総務課課長補佐）

令和 16,17 年度、次の改定までの間に 100％をちょっと下回ってしまうから、ということですね。

◎副会長

なるほど。

◎会長

例えば令和 14 年度の 27％改定予定というのが、前回 25％で、今の金利の上昇とかを考慮したら、令和 15 年は多分回収率を 100％は超えるかもしれないけども

令和 16 年あたりには、下回るって感じだということですか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

令和 10 年 25%、令和 14 年 25%の改定で進めていったら、令和 16、17 年あたりの回収率は 100%を下回っています。100%を下回る、赤字の幅がどんどん増えていくと、その分を使えるお金が減っていきますから、資金的にも、前回の留保資金の話の部分で、そこも厳しいほうには動いていくのですけど、回収率が 100%を超えている間に、（資金が）プールされている部分もありますので、回収率が 100%を割った瞬間にすぐに事業がなくなる、という次元ではないのですけど、下回り続ければ当然資金がなくなってきますので、回収率 100%というところは目標の線にした上で、今回は料金の上げ幅を調整しています。

◎会長

多分たくさんこういうシミュレーションをやられたのだと思うのですが、例えばこの令和 10 年にも 30%とかに上げてしまって、令和 14 に 25%、令和 18 年に 25%みたいなのは。

●事務局（経営総務課課長補佐）

考えてはいたのですけど、改定率 30%を超えるっていうところに抵抗が、前回 15%の改定でしたので、次に 30%か、という話はお願いしにくい部分もありますので。

◎会長

ある程度なだらかに改定するほうが、経済活動、円滑に進むだろうという判断をされているという。

◎副会長

令和 18 年度が 21%で済むという、どんどん料金の上げ幅が広がっていくような気もするけど、そうでもないのですね。

●事務局（経営総務課課長補佐）

あとは改良工事の金額であったり、修繕工事。物価も上がりますけど、この計画期間中に耐震化の工事も集中させてる部分もありますので、そういう大きな工事があると、建設改良費にも波がありますので、その結果増える減価償却費とか、借入金の利息の増減とかもありますので、令和 18 年は 21%で、その次の改定はまた 20 幾つかというところに変わってくるので、それはほかの経費が全体的に波があり、単純な増加傾向、減少傾向を示す経費もあるんですけど、ちょっと波を持っている事業費とその影響を受ける経費もありますので、上げ幅が毎回同じというものでもない

状態です。

◎会長

今回資産維持費は入れてないのですよね。

●事務局（経営総務課課長補佐）

物価の上昇と、経費、機能上昇は見ているのですけど。

◎会長

物価の上昇分で、試算、そこを見ているから、代替というような位置づけにしたと。ただやはりこれだけ物価もどんどん上がるというのが、スタンダードになっていくということを考えると、やはり資産維持費というのをどこかで入れていかないといけなくて、その資産維持費の数字を入れて考えるっていうところも多分スタンダードに、今、国とかはそういう方向性ですし、資産維持費が幾ら入ってるかっていうところを明示しろ、というようになっていると思うので、そうすると令和 18 年あたりで、大きな投資のピークというか、そこがある程度なだらかになったら、資産維持費を入れていかないと、また、いつか間に合わなくなるときがくるというところもあるのかなとは思いながら。ほかの皆様はいかがでしょうか。そうしましたら今回ですね、いろんな金利の上昇とかですね変更もありながら、料金改定率というのは、ある程度このあたりで考えていくというような方針も出されました。また管理指標とかですね、長期、ご説明にもありましたけど、やはり大きな管、投資が続くというようなところがあるので、収支状況の悪化もありながら、それを料金改定とかによって経営が安定するように持っていく、というようなご説明だったかと思いますが、ここまではご理解頂けるということでよろしかったでしょうか。ただ、いろいろ、新しい技術とか、管路とかにも多分いろんな新しい技術とかもありますし、委員から意見が出たような、やっぱり管路への投資が大きい中で、何か策とかですね、それは常にご検討をしていただきながら、というところだと思いますので、そこも経費の削減というところにも努めながら、というところは、あるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に下水道事業のほうに移っていきたいと思いますので事務局で説明のほうをお願いいたします。

9　　下水道事業について

●事務局（経営総務課長）

（資料 21～23 ページ）ここから下水道事業について説明いたします。こちらは下水道事業における回収率、経費回収率のグラフです。水道事業と同じく、①黒の

破線、現行の経営戦略、改定予定を踏まえての見込み、②赤の破線、現行の経営戦略の改定予定に、現時点の事業費の増加要素を入れたもの、③青の線、そこから改定を見直しして収支を改善させたもの、事務局案となるものと整理しました。まず下水道事業は資本費平準化債の拡充分の活用により令和 8 年の改定を令和 10 年に先送りしています。前回までに示した 15%、15%、15%の使用料の改定から、まず令和 9 年度からの県流域下水道管理費の増額に対応するために令和 10 年の改定を 25%にしております。流域下水道管理費の増加に合わせて令和 10 年の改定率を増加したことで、100%に到達しております。

（資料 24～26 ページ）経費回収率では令和 10 年に 100%となるため、令和 14 年、18 年の改定について必要なのかという見た目になります。こちらは営業収益、営業外収益の経常収益と、営業費用、営業外費用の経常費用を比較した「経常収支比率」のグラフです。令和 10 年以降は利率、物価の増加の影響で 100%を下回るようになるため、改定によって 100%を超えるようになっています。

（資料 27 ページ）こちらは期間中の純利益と、経費回収率の推移で、現行の戦略から、事業費を見直ししたもの、回収率が大きく悪化しているとおり、純損失も発生するようになります。料金改定を見直すことで、純利益と回収率が改善します。

（資料 28 ページ）こちらは下水道事業の収支計画になります。水道事業と同じく見直し後の数値に、現行戦略の収支計画との差額を併記したものになります。営業収益については使用料が予定以上の改定により大きく増加しています。営業収益の一般会計からの負担金は雨水処理に関する経費の負担金で、利率や物価の影響で繰入対象の費用の増加により増加しています。営業外収益については汚水処理にかかる経費のうち、減価償却費や利息などの資本費を繰入しているもののうち、もらうべきもの、基準内のものである一般会計負担金、本来料金で賄うべきもの、基準外のもの、一般会計補助金のそれぞれについて、利率や物価の影響で繰入対象の費用の増加により増加しています。

（資料 29 ページ）営業費用については軒並み増加しています。物価高騰の影響が全体的に影響し、特に流域下水道管理費が単価改定により増加しています。

（資料 30 ページ）営業外費用は企業債の借入額が増加しているため、利率上昇の影響が非常に大きく出ています。物価と金利上昇のなかで、重要な下水道管の耐震化を進めていくために、使用料改定と繰入金によって対応する形になります。

（資料 31 ページ）資本的収入においては、まず耐震化などの事業計画の見直し

と物価の高騰による建設改良費の増加に合わせて企業債の借入額が増加しています。さらに資本費平準化債の拡充分の活用による借入額の増加も含んでいます。交付金については交付対象工事の実施時期と、工事費そのものの増加により増減しています。

（資料 32 ページ）先ほどご説明しましたとおり資本的支出について、建設改良費は事業計画の変更と物価高騰で増加しています。浸水対策や未普及解消などの新規拡張は事業計画の見直しにより減少している年度があります。企業債残高は資本費平準化債の拡充分の借入と、建設改良費ほか事業費の増加に伴い計画より増加していますが、残高自体は減少していきます。

（資料 33 ページ）流動資産と流動負債について、収入支出が全体的に増加していますので、現預金、未収金、未払金の変動も大きくなっています。

（資料 34 ページ）他会計、一般会計からの繰入金については、下水道事業は資本費である減価償却費、利息に対する繰入が物価と利率の影響を受けて大きく増加しています。現状の繰入れかた、もらいかたを継続する想定としております。

（資料 35 ページ）こちらは見直し後の指標です。流域下水道管理費の単価、利率、物価の上昇を受けています。企業債残高比率が計画より多く増加しているのは、資本費平準化債の拡充分により借入額が増えたことと、令和 8 年の改定予定を令和 10 年にしたことによるもので、あとは建設改良費に関する借入額の増加と、使用料改定によって数値が増減しています。

（資料 36 ページ）下水道事業における計画期間 10 年分を含めた 30 年分の建設改良費の予定額内訳と、令和 18 年以降、使用料改定を行わなかった場合の純損益及び回収率の推移になります。下水道については、老朽化・地震対策のほかに未普及の解消、浸水対策、広域化関連などがあります。計画期間中は基準外の繰入を現在の算定方法による分を受ける予定ですが、以降は少しずつ減額する予定です。物価・利率、流域下水道管理費の影響から、計画期間外の令和 19 年以降も定期的に使用料改定を行わないと、経費の回収ができなくなり、損失が拡大していく見込みです。収支計画の説明については以上になります。

（資料 37 ページ）下水道事業で示している指標、目標になります。基本方針のひとつ、水環境を守る下水道のなかで、未普及解消による水環境の保全については、整備状況を示す指標を目標としていますが、地震対策の優先により、整備のペースが下がっています。県流域統合による河川環境保全については、県流域下

水道への統合スケジュールを目標に設定しています。現行戦略を処理区ごとのスケジュールに区分しています、こちらは計画に変更ありません。水質の保全については、引き続き、目標数値の達成を目指していきます。

（資料 38 ページ）次に基本方針のひとつ、生活を守る下水道のなかで、災害対策に関する指標、浸水対策については、引き続き整備する雨水管渠の布設延長を指標としています。計画の見直しに伴い布設ペースが減少しています。地震対策については、これまで更新した延長を評価対象としていましたが、計画見直しにより、重要施設に繋がる下水道管の耐震化、更新を優先したため、その優先する耐震化工事のスケジュールを指標としていきます。

（資料 39 ページ）最後に、基本方針、下水道をいつまでも守る、ということで、健全経営に関するものです。経常収支比率を新たに目標に加えたことと、使用料改定に関する見直しをしています。水道事業と同じく、経営戦略に、これらの業務目標と取組、収支計画、中長期の展望などを示していきます。下水道事業に関する説明は以上になります。

（資料 40 ページ）今後の審議についてですが、今日頂いた意見も含めて経営戦略冊子の作成に取り掛かっていきます。冊子には、これまで審議、いただいた意見にありました、事業計画に関する記述や、変更理由、経営改善の取組、方針などを示していきます。そこに収支計画、業務指標を示していきます。そうやって作成しました冊子を次回審議会で配付、またご意見、審議いただきまして、再度修正していきます。その際にはメールでのやりとりなども行い、意見を反映させていきます。そうして完成したものを最終案として、最後の審議会でお示しする予定です。

◎会長

はい、ありがとうございます。ただいま下水道事業のご説明を頂きました。こちらでも料金改定の話ですとか、あとは長期の見通しの収支悪化というようなところ、管理指標というようなところをご説明頂いたところです。また今後の審議というようなところもご説明頂いたところでございますので、こちらの件に関しまして皆様のほうからご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

◎副会長

21 ページの表、これも前もお聞きしているかもしれないんですけども毎回すいません。この経費回収率が、基本的に 100％。どの線も 100％になっているのは、不足分は、一般会計繰入金により補填して 100％にしてるということかなと思うのです

けど。一般会計繰入金の基準みたいなのは、何ありましたでしょうか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

繰入金についてなんですけど、使用料の対象になってる経費、汚水処理にかかる経費に対する繰入れがありまして、基準の出し方、一つの繰入金、多額の汚水の資本費、汚水処理に係る資本費に対する繰入れが主なものになるのですけども、これの基準というのが、総務省の中で下水道使用料としてこのぐらいは取るべきというラインが現在 150 円/㎥という線が引かれていまして、そこをはみ出る部分に、はみ出てる汚水資本費について、繰入れ対象になるのですけど、ここが使用料が 150 円/㎥を超える場合、例えば使用料が 170 円/㎥となりますと、170 円/㎥を超えた分が繰入れ対象になりますので、使用料を幾ら上げても、経費回収率が 100%を超えない、基準内としてもらえるお金が減るので、経費回収率を 100%を超えることがほとんどできない。超える場合は、今現在、1 ㎥あたり 200 数十円とかが、汚水処理費が全体でかかってますので、使用料がそれを超えるぐらいの設定になっていれば、経費回収率を 100%超えることができるのですけど、現状 120、130 円/㎥の使用料で、総務省の定める 150 円/㎥があって、実際に費用がかかってるのが 200 何十円/㎥という状態ですので、経費回収率が 100%を超えるところまでの使用料設定となりますと、ほぼ倍近いような上げ幅になってしまいますから、そこに至るまでは経費回収率は 100%のままになってしまう。総務省が 150 円/㎥というラインをいつまでその数値なのか、この考え方は幾ら使用料を上げても、もうけが出ないような設定になっていますので、そういうところも含めて、今後どうなってるか分からない部分もありますが、今のところのもらい方としてはそうなってますので、それに基づいて算定しますと、回収率 100%を超えない状態、ただ経費は増えていく計算にはなってますので、使用料改定そのものをこまめにやっていかないと、やっぱり水道と同じように、また 100%を割ってしまうような動きになってますので、都度都度使用料を上げていく。ただ上げても、経費全体を超えない限り経費回収率は 100%を超えることはない計画になっています。4 年サイクルの改定をひたすら上げ続けていきますと、経費回収率が 100%を超えるというシミュレーションもしてはいるのですけど、それはかなり遠い先になりますので、計画期間中では 100%のままです。150 円以上の使用料設定をしても、繰入れ対象の部分が減ってしまうというところが、令和 17 年以降の回収率 100%がずっと続いてる部分がそこの状態です。

◎副会長

繰入れする金額が減る、回収率が 100％になるように減っているというか、だから、一般会計の負担が減るみたいなことなんですか。

●事務局（経営総務課専任課長）

現状は（使用料収入＜150 円／㎥であるため）基準、基準内の繰入れと、基準外の繰入も頂いてますので、現状足りない分は一般会計補助金という形で一般会計から繰入れしています。値上げを続けていくと（使用料収入が 150 円／㎥に近づくため）基準外の繰入は必要なくなるのですけど、150 円／㎥のラインを超えると、今度は基準内の繰入が減っていくので、（値上げをしていって）使用料収入をいただく代わりに一般会計からの繰入れを減らしていく、という形になってくるので、回収率は、汚水処理にかかってる費用全体（繰入基準分も含む費用全体）を使用料が超えない限りは回収率 100％を超えることはできません。

◎副会長

例えば令和 10 年ぐらいだと。

●事務局（経営総務課専任課長）

まだ使用料が 150 円／㎥より少ないですね

◎副会長

令和 14 年だと。

●事務局（経営総務課専任課長）

使用料は 150 円／㎥を超えるけど汚水処理費用全体は超えない。令和 18 年になると使用料収入が費用全体を超えるところに来るかなと。

◎会長

でも回収率のグラフでは令和 11 年から 100％を超える？

◎副会長

回収率が 100％ぴったりなのですよね？

●事務局（経営総務課専任課長）

回収率 100％になるという状況です。

◎会長

令和 11 年以降は。

●事務局（経営総務課課長補佐）

令和 10 年の改定をもって使用料 150 円／㎥を超える、ほぼ 150 円／㎥まで行く予定です。

◎副会長

なるほど、そこまで 150 円／㎥を超えていないということですね。

◎会長

使用料収入 150 円／㎥のところで動いてる。

◎副会長

使用料収入 150 円／㎥ちょうどがいいんですか、下水道会計としては。一般会計のことを考えずに言えば。

●事務局（経営総務課課長補佐）

一般会計のことを全く考えないとするならば使用料収入は 150 円／㎥あれば。

●事務局（経営総務課専任課長）

あとは資金需要の関係、これはどうしても 3 条（収益的収支）のお金になってくるので、資金需要は手持ち資金がどれだけあるかということが、回収率以外のところで発生していきますので。

◎副会長

なるほど。難しいですね。これだけ回収率の指標はややこしいので、ややこしいというか、（使用料改定をしても）100％なので、この経常収支比率のほうを、一つ指標に加えて、ということで、資料 24 ページ以降がそうなのかなと。これも単純に経常収支比率 100％になるように、料金改定を設定してるということですか。令和 10 年 14 年、18 年の改定率をなぜこのパーセントにしたか、というのは、何かを目指して、というのがありますか？

●事務局（経営総務課課長補佐）

まず経常収支比率で 100％超は目指しているのですけど、県流域下水道の単価とか、利率・利息も増えていきますので、水道料金と同じように上げ続けていかないと、経常収支比率は下がり続けていく予定になっていますので、こまめに使用料を改定していくと、経常収支比率 105％ぐらいになりますので、将来的には基準外の繰入れを少しずつ減らしていく。一般会計の負担とか、受益者負担の原則とかもありますので、基準外の繰入はいずれ、令和 18 年以降は削っていきたいと思っているのですが、先立つものがないと削ることもできないので、ある程度経常収支比率の目標、利益というところで、資金的な余裕をつくってから、ちょっとずつ基準外繰入金を削っていこうという計画のつもりで、値上げの幅を経常収支比率という部分で 105％を出している。

◎副会長

そうなんですね。それはなかなか説明が難しいですね、何で 105%なんだっていう、5%の余裕が。

●事務局(経営総務課専任課長)

令和 18 年度はいいのですけど、それ以降すぐ純損失が出てきてしまいますので、そこに備えてる部分も、将来的にはまた令和 18 年とか近づいてきた段階で、当然また精査していきます。今の令和 18 年の予定は、現状から予測すると、これぐらいというところではございます。

◎副会長

基準外の繰入れっていうのはまず、基準内の繰入れとはまた別の話ですか。

●事務局(経営総務課専任課長)

(資料 28 ページ)基準外繰入金(営業外収益、一般会計補助金)、これが実際の繰入予定の数字なんですけど令和 7 年度ですと 14 億円ということで、これも令和 18 年まではもらうような数字の設定にはしている。この上の段(営業外収益、一般会計負担金)が基準内であります。

◎副会長

さっきの使用料 150 円／㎥の話の現状の話とはまた別の話？

●事務局(経営総務課専任課長)

ですので使用料だけで不足するので 14 億円もらってるという話になります。

◎副会長

基準外繰入金の話は、そこ(一般会計補助金)でいいんですね。

●事務局(経営総務課専任課長)

基準内がこっち(一般会計負担金)の話になっております。

◎副会長

使用料改定で 150 円／㎥を超えても基準外の繰入はなくならないということですか。基準外はもうなくなるのかと思っていました。

●事務局(経営総務課専任課長)

それは令和 18 年以降で削っていくというところですので、現状、計画期間中はまだ削ってない。

●事務局(経営総務課課長補佐)

使用料 150 円／㎥を超えた上に基準外繰入を受けているような状態です。使用

料改定を済ませて 150 円／㎥を超えた後に、基準内の繰入は減るのですけど、その上で今の基準外の繰入をもらい続けるので、経常収支でプラスを出しているという状態ですね。現在は汚水処理費全体に対して基準内の繰入れと基準外の繰入れと使用料の収入の合計で、プラスを出すことによって、経常収支比率としては、105%とか 100%以上の数字を出して、それで利益という形に出てくるので、ある程度利益、剰余金をプールすることで、そのあとの基準外の削減とか、ほかのところに備えていく、というつもりで設定は組んでるんですけど、もらい続ける想定でいますので、経営が安定するまでは、使用料も上げるけど、基準外繰入金ももらうという。

◎副会長

それは経費回収率の計算の中には入っていないのですね。上乗せでもらってる基準外繰入金は。

●事務局（経営総務課専任課長）

明記していませんが実際は計画の段階ではもらっていくつもりではあります。

◎副会長

もらう根拠というか、基準みたいなものはある？

●事務局（経営総務課専任課長）

基準外の繰入なので、あくまで一般会計との話合いの中で。

◎副会長

それとしても余分にもらう、金額の決め方っていうのは何か。

●事務局（経営総務課課長補佐）

その算定方法はあって、市の中で。赤字になったからください、というものではなくて資本費に応じていただくということになってきます。

◎副会長

ということですね。

◎会長

でも基準外の繰入なのですよね、それは。本当に一宮市だけのローカルルールということですか。

●事務局（経営総務課専任課長）

ルールはあるけれど一宮市のローカルルールですね。

◎会長

通常だと経費回収率が 100%になったら基準外が解消される、みたいなところが

多いかと思うのですけど、一宮市のルールが。

◎副会長

そうすると、その基準外は何に充てられるのですか、汚水処理費、余分にもらう基準外っていうのは。

●事務局（経営総務課課長補佐）

汚水資本費に対して。ややこしい部分なのですが、繰入基準は汚水の資本費で、基準外の繰入も汚水資本費でやっていまして。基準内の汚水資本費のもらい方は、先ほど言った 150 円／㎥またはそれ以上の使用料収入を超える部分なのですけど、今の基準外のもらい方は汚水資本費の半分をもらう、というようにやっていますので、内容が重複してる部分が。その積み上げの結果、汚水資本費に対してほぼ全額、基準内、基準外の形でもらっているような格好になっていますので、使用料が上がって、もらえる、もらうべき汚水資本費が下がっても、もらうべきでない基準外の資本費はもらい続けているので、経常収支としてプラスとして出ている、そのもらい方は、今の市のルールの中でやっている、という事情がありますので、そこが話をややこしくしてる部分なのかなと思っていますけど、今のもらい方で想定すると、もらう金額と、料金の設定をしたという格好になっています。

◎会長

例えば資本費に対して、公費負担はどれぐらいか、というところで認められる公費負担が基準内の繰入れという形ですよね、プラス一宮市のほうではそれ以上に公費負担を入れているというような状況がまずあったと。それは下水道事業の促進、下水道整備を一気にするような時代に、そういう公費負担のルールが決まってきた、ということなんですか。

●事務局（経営総務課専任課長）

下水道を整備して、すぐ各ご家庭がすぐつなぐわけではないので。何回か前の審議会のときにもお話ありましたけど、接続してないお客さまの分の資本費まで、今接続してる人に使用料として全額求めるのはちょっと、というところで、使用料を抑えるために、そういった政策的配慮で、そこを公費負担、一般会計補助金の基準外の負担に頼っているというところですね。下水道への接続率が上がっていけば、そこは当然圧縮していくべきですよね、というのはあると思うので、そこを令和 18 年以降で減らしていけたらいいと考えています。

◎会長

それは一宮市の財政の、一般会計とのやりとりだとは思いますけど。一般会計側からもそこは指摘されるのですか。それとも監査とかで指摘されることがある、指摘された過去はあるんですか。

●事務局（経営総務課専任課長）

指摘そのものはない。

●事務局（経営総務課課長補佐）

基準外の繰入れそのものの金額が金額ですので、10 何億円という額を毎年毎年吐き出しているような格好にはなりますので、（予算査定などの）話題にはどうしても出てくる、削る削れないとか、いつ削る削らないとかっていうのは、たまに出てくる部分。ただ水洗化率、接続率がなかなか 100％にすぐならない事情はあるので、100％になっていない状態での経費回収率 100％というのは、前の審議会でお話しさせていただいた、使ってない人の分まで使用料にかかってしまいますので、理想を言えば水洗化率・接続率が 100％になってから経費回収率を 100％にするような使用料改定がいいのですけど、そう言っていられないような、資金部分、更新のほうが先に来てしまうとかもあるので、使用料は結果として上げないといけなくなりましたし、水洗化率が上がって、経費回収率も改善されたという話になれば、基準外の話もそのうち出てくる可能性はあるんですけど、現状は水洗化率が十分に上がり切る前の基準外の繰入金を削減してまで、使用料に反映させるっていうのはちょっと厳しい、というところで今の設定を組んでいまして。もし先に基準外が削減されれば当然状況が変わりますし、水洗化率が一気に上がれば、その基準外の在り方も考える必要が出てくると思いますけど、今の状態では、基準外ももらうし、水洗化率が緩やかに上がってくからそれを待って、令和 18 年で大体 80 数％まで水洗化率も上がりますので、純利益とか経営状況も改善されていきますから、その辺りから減額の検討もできてくるであろう、というところで予定は組んでいます。

○委員

下水道にしても水道にしても、料金値上げがね、今から、ずっとパーセンテージ、ずっと上がってきてるんですが、ここ先、もっと工事費とかですね、上がってくると思うのですよね。そうなると、またさらにパーセンテージが増えていくというのが、何か見えてきているのですけど。本当に大きな何か改善策とか取組がないと、もうただ上がるだけで、ただこちらも見てるだけにはだんだん抵抗がなくなってしまうので、何かは分かりませんけど、こういうもっと上がることは想定して動いてらっしゃるんでしょうけ

ど、何か大きな先々の取組で、兆しのあるようなことも何か教えていただけるといいなとは思うんですけどね。ここはこういう趣旨とか、こういう数字上のことを話し合うところなんで、そこまでもないとは思うんですけどね。ちょっと見ていて苦しいですね。

◎会長

例えば水洗化率をやっぱこう上げるというのが、経営にとっても、やはり公平性みたいなところから考えても、重要なのかなとは思いつつ、なかなかそこに対して、どんどん新しい家が建つとか建て替えが進んでいるとかいうわけではなく、なかなか進まない。

●事務局（経営総務課課長補佐）

接続促進ということで、戸別訪問とかで下水道への接続をお願いしますというのは続けているのですけども、だから劇的に進む、とはなりませんし、広域化、大きな経営改善の部分だと、施設更新の代わりに県流域下水道に流して、広域化、流域統合になると最終的には職員、修繕、処理場の修繕、管理する施設の数が変わりますし、そういう部分の検討であったり、広域化自体も愛知県の中でも動きはありますので、そういったことを検討していったりとかはあるかなと思うのですけど、動きとしては上位団体の動きがあって初めて一緒に付いてくるものですので、県の動きがあれば積極的に取り組むというのも一つの改善の方法にはなってくるのですけど、県内の広域化はそこまで話が進んでいませんので、そこは計画の中には入っていませんし、委員が言われてる部分、経費削減で何かないのか、という部分は検討はもちろんしていくのですけども、あと戦略中にかける部分は記載、目標として立ててかないとやらない、といっているようになってしまいますんで、そこは上げていきたいなと。

◎会長

ちなみに今言われた上位団体は愛知県？他の事業体から見ると、やはりこちらは一宮市さんあたりがリーダーシップをもっと取ってもらって進めていくっていうのを私は思っている。一宮市の規模的にはリーダーシップをとれる、人材的にもリーダーシップとれるところかなあと思いつつ。

●水道事業等管理者

流域下水道への統合というのは、今、日光川上流流域はもう現に進んでおりますし、今後五条川右岸流域のほうも進めていくように、認可上はそういった形で、五条川のほうに、東部処理区のほうを統合していくということで事業計画を変えていて、

また、三河のほうでは広域連携っていうのが進んでいるのですね。これは、こちらの尾張のほうに進んでくるっていう話がありますので、それがあと 10 年後というようなスタンスでくるのかな、と感じてはいるのですけど、まだちょっと具体的にこの尾張地区に関しては広域化の動きがありませんので、またそういったことも、何か情報がありましたらお話しさせていただきながら、という形には進めていきたいというふうに思います。

◎会長

尾張地区を考えたときに、やはり一宮市さんがリーダーシップをとる存在になっていくのかなあという、期待とですね、多分、実際にそうなっていく。一宮市しかないというか、広域化でどこか、うまくリーダーシップをとっていくことも重要だと思うので、一宮市の下水道事業だけでなく、今後もう少し広い範囲で考えていくっていう時期になっていると思うので、またそこら辺は教えていただければと思います。まず私も 1 点あるんですけど、この資料 23 ページで、先ほど日光川流域の負担金が令和 9 年から上がるというようなお話があったかと思うのですけど、この令和 9 年時点で経費、令和 9 年から令和 10 年にかけても経費回収率が上がるのは、費用としては増えて回収率が下がるのかなと思うんですけど、ここが上がるのは他が何か減っているのですか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

令和 9 年から 10 年にかけて回収率が上がるというのは、10 年度は使用料改定をやったから、令和 9 年の点から 10 年の点を結んで、回収率がこういう形（上がる）になる。

◎会長

でも令和 9 年は処理費用が上がるのですよね。令和 8 年から 9 年は若干下がってる。ほかの兼ね合いもあるからですか。処理費にそんなに影響して、使用料収入が一定で、処理費が上がったら回収率が下がるから。

●事務局（経営総務課課長補佐）

若干下がってる部分は、流域の影響は間違いなく入っているんですけど、、

◎会長

使用料収入自体は多分上がってないですよね。なので、他の影響があるのですか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

経費は全体的に増えてるんですけど、汚水の経費には、流域の単価増は間違いなく入ってくる。それで費用が増えるので回収率が下がるんですけど、他の経費、減価償却や、雨水分など入れて全体、収支計画で出してる営業費用の中身には雨水の分も入ってますので、令和 8 年から 9 年の回収率がそこまで上がらない理由がすぐに理由が出てこないのですが、費用が両方上がって、汚水の分の影響がそこまで流域の単価増分が出ていないということで。

◎会長

先ほどの経常収支比率とかは下がったりしているのですよね。経費回収率で、しかも日光川の改定があるので、経費上がりますよっていう説明ほど、あまり影響していないのかなと思っただけで、またご確認頂ければ、何かで相殺されているみたいなことがあれば、また教えてください。ほかはいかがでしょうか。

○委員

今月も大変雨が多くて、この前の大雨のときは、市内の至るところで冠水していたと思うのですが、私もこの前住んでいる町内の役員会に行ったら、当然その話が会議の議題でもないのに議題になってきて、結局役員会でどうだこうだと言っても、何ら具体的な方策は出ないので、こういうことがあると、必ず行政のほうに何とかしてもらわないといけないという話は、皆さんの側から立つと、圧力というか金のかかる話ばっかり出てくるのだなと思いまして、東海豪雨とか大雨がある反面、いろいろと金のかかることが増えるので、今回の規模でどうかは分かりませんけれども、浸水対策費とかいろいろ組んでは頂いているのですけれども、これからも大変なんだろうなと、ちょっと感想です。

◎会長

今のところ、何か計画が変わるとかいうところ、雨水対策、例えば雨水の計画が変わると、汚水の、例えば未普及地区の整備とかが遅くなるだったり、若干何かしら影響がある可能性、あるとは思うのですが、今回は特にそういった浸水対策によって計画が変わるみたいな話はない？いまのところない？

●事務局（経営総務課課長補佐）

そこは変更ないです。

◎会長

そうですよね、浸水対策も重要な、そこにウェイトがとられていくと、汚水にも何か事務、事業量とか影響してくるところもなきにしもあらずですね。でもこれだけ線状降

水帯とか多く発生すると、その浸水対策、市の防災も含めての対応の中で優先順位が上がっていったりもすると思うので。

○委員

今回床上浸水はありましたか。

●事務局（計画調整課長）

床上浸水は 1 件ありました。

○委員

床上浸水があると、いろいろと要望も増えちゃう。当然のことですよね。やはり、何とかしてもらわなきゃいけないっていう話になると思います。

○委員

29 ページで動力費が減るのですけど、これはどういう理由で減るのでしょうか。

●事務局（経営総務課課長補佐）

流域の統合で、処理場を運転するのに使う電気代とかが目減りする予定になってます。ポンプとかは稼働するのですけど、処理場で処理するときの電気代とかの動力費が、流域に下水を流すことによって、今回の計画期間中に西部浄化センターで処理しているものを、県日光川流域下水道に流しますんで、西部浄化センターで使う予定だった電気代っていうのは少なくなると。処理場自体は、雨水の簡易処理とかには使うので、全く西部で使わなくなるわけではないのですが、処理そのものっていうのには、あまり関わらなくなってきますので。東部浄化センターでの処理の部分は計画期間中まだ運転中ですので、そちらは残っていますから、金額としてはまだありますけど、減っている理由は流域統合。

◎会長

減らした分そっちに流すとなると流域下水道管理費は上がっていく？

●事務局（経営総務課課長補佐）

そうですね、ただ動力費は電力を扱う量、流域は流した水量にかかっていきますので、同じ額が推移するわけではもちろんないのですけど。

◎会長

動力費が下がった分は、流域管理費が増加するということですね。ほかはいかがでしょうか。そうしましたら下水道事業に関しても、事務局のほうでお示し頂いているような料金改定率とか、あとは長期の収支状況と、管理指標ということに対しては、皆様、これでご理解頂いたということでよろしかったでしょうか。

◎副会長

さっきの話に戻るのですけど下水道のほうは経常収支比率 105%を目指すということで、使用料改定をされてるってことで、それは将来的に基準外も減らしていこうというような話で、そういうことなら私は今話を聞いて理解できたのですけど。これをまた、ほかの人たちにもよく説明していくのが非常に重要になるのかなと思いますので、その辺は上手に説明していただけるように配慮をお願いします。

◎会長

ありがとうございます。ですので、そういった説明とかは十分行っていただくとかですね、そこも重要だと思いますし、やはり何といっても水道もそうですが、下水道も聞きなじみのない言葉が、皆さん使ってると日頃使う言葉になっていますが、一般の方からすごく遠いと思いますので、そこに対して、使用者に対してですね、十分な、やはり分かりやすい説明というところも心がけていただく、というところでお願いできればと思います。今後の審議につきましても資料 40 ページにありますように、次回が 8 回目ですかね、改定案の概要説明というところで頂いて、その次が答申ということにさせていただきますので、答申に向けて 8 回目のところが山かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

10　　次回審議会について

●事務局（経営総務課専任課長）

次回の会議でございますが、11 月 24 日火曜日の午後 1 時 30 分時から、場所は本日と同じ 9 階 903 会議室を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。これをもちまして第 7 回上下水道事業審議会を閉会させていただきます。皆様方には、大変お忙しいところをご出席いただき、また、慎重審議を賜りまして大変ありがとうございました。